

## ご依頼に関する注意事項等

### ① 検体について

検体は無償でご提供いただき、原則返却致しません。希少品等で返却をご希望の場合は、予め依頼書等でご連絡ください。なお、その際の返却代金は依頼者負担とさせていただきます。

また、検体が危険物、有害物質等の場合は、試験の受託に応じられないことがありますので、予め申し出ください。お申し出なく、これらの検体により当協会が被害を被った場合には、損害賠償を請求させて頂く場合がございます。

### ② 試験方法について

試験の方法は法令や各種規格に基づく方法、または当協会が適切と判断した方法で実施します。

分析試験方法にご指定がある場合は、必ず事前にご相談ください。

### ③ 外部委託について

ご依頼をいただいた試験項目を、当協会の定めによりあらかじめ選定された外部検査機関（厚生労働省登録検査機関、ISO17025 認定機関等）に委託する場合があります。

### ④ 試験結果について

試験結果は検査結果書として原則定められた期日までに報告または発送致します。ただし、成果物を書面で発行することができない業務については除きます。また、試験の状況により期日が変更となる場合がございますので、予めご了承願います。

試験結果はご依頼された検体についての結果であり、当該検体の母集団を保証するものではありません。また、検体に関する附帯事項は、当協会が証明する事項ではありません。

検体の状態や夾雑物等の検体固有の事由により分析不能となる場合がございますので、予めご了承ください。その場合もそれまでに発生した費用につきましては実費で精算させていただきます。

### ⑤ 検査結果書の修正・再発行について

検査結果書の発行後の修正依頼や再発行については発行後 3 年以内に限り、有償にて発行いたします。なお、内容によっては応じられない場合があります。

⑥ 検査結果書等の掲載使用について

試験結果を商品、ラベル、チラシ、ホームページなどに当協会名とともに掲載する場合は、依頼者の責任において実施してください。なお、依頼者の作成した掲載物等に起因する紛議または経済的負担に関して、当協会は一切の責任を負わないものとします。

また、依頼者の作成した掲載情報によって、当協会の名誉、信用が傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償措置をとる場合があります。

⑦ 責任について

依頼者が本試験の結果を利用することにより生じた紛議または経済的負担などの一切の問題について当協会は免責されるものと致します。ただし、依頼者と当協会との間で別途委託契約等を結び当協会の責任について取り決めを行った場合は、その内容に従うものとします。

⑧ 秘密保持について

試験を受託したことによって知り得た事項を依頼者の同意なしに他者に供覧することはありません。ただし、行政機関等からの要請・命令で、法的に開示すべき場合は、上記に関わらず開示できるものとします。

⑨ 個人情報の利用目的

依頼者の個人情報は、本試験に関わるご連絡や当協会が実施するアンケート、各種情報のご案内に限り利用致します。

⑩ その他

以上の事項に関して疑義が生じた場合は、依頼者、当協会の双方が誠意を持って協議の上解決に当たるものとします。なお、法務事務の代行や疑義の迅速な解決等、代理人による交渉が望ましいと判断される場合は、代理人に交渉を委託することがあります。